

【定款変更】

変更前	
①	<p>第8条(組合員の資格)</p> <p>本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。</p> <p>(1) 貨物自動車運送事業法に基づき、許可を受けた一般貨物自動車運送事業者(特別積合せ貨物運送業を除く)であること、又は別紙の組合員の資格事業者であること。</p> <p>(2) 組合の地区内に事業場を有すること。</p>

変更後	
⇒	<p>第8条(組合員の資格)</p> <p>本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。</p> <p>(1) 貨物自動車運送事業法に基づき、許可を受けた一般貨物自動車運送事業者(特別積合せ貨物運送業を除く)であること、又は別紙の組合員の資格事業者であること。</p> <p>(2) 組合の地区内に事業場を有すること。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。</u></p> <p>(1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、</u> <u>暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、</u> <u>暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)</u></p> <p>(2) <u>暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者</u></p> <p>(3) <u>暴力団員等を不当に利用していると認められる者</u></p> <p>(4) <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者</u></p> <p>(5) <u>暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</u></p>

【定款変更】

変更前		変更後	
②	<p>第25条(役員の数)</p> <p>役員の数、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 3人又は4人</p> <p>(2) 監事 1人又は2人</p>	⇒	<p>第25条(役員の数)</p> <p>役員の数、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 <u>5人以上7人以内</u></p> <p>(2) 監事 1人又は2人</p> <p><u>2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。</u></p>
③	<p>第27条(役員要件)</p> <p>本組合の役員は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。</p>	⇒	<p>第27条(員外理事)</p> <p><u>理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、1人を超えることができない。</u></p>
④			<p>第28条(員外監事)</p> <p><u>監事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、1人を超えることができない。</u></p>
⑤	<p>第28条(理事長及び副理事長の選出)</p> <p>理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とし、理事会において選出する。</p>		<p>第29条(理事長及び副理事長の選出)</p> <p>理事のうち1人を理事長、<u>3人</u>を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。</p>
⑥			<p>第38条(総代会)</p> <p><u>本組合に総代会を置く。</u></p>
⑦			<p>第39条(総代の定数)</p> <p><u>総代の定数は、45名とする。</u></p>

【定款変更】

変更前	変更後
⑧	<p>第40条(総代の任期)</p> <p>総代の任期は、2年とする。</p> <p>2 第26条第2項(役員任期)の規定は、総代の任期に準用する。</p>
⑨	<p>第41条(総代の選挙)</p> <p>総代は、別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する組合員のうちから選挙する。</p> <p>2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。</p>
<p>第37条(総会の招集)</p> <p>総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>⑩ 2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。</p>	<p>第42条(総代会の招集)</p> <p>総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。</p> <p>⇒ 2 通常総代会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総代会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。</p>
<p>第38条(総会招集の手続)</p> <p>総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。</p> <p>2 前項の書面をもってする総会招集通</p>	<p>第43条(総代会招集の手続)</p> <p>総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所(当該総代会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない総代が当該総代会に出席する方法を含む。)を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併</p>

【定款変更】

	変更前		変更後
<p>① 知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。</p> <p>3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。</p> <p>4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。</p> <p>5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。</p> <p>6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。</p>	<p>せて提供するものとする。</p> <p>2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。</p> <p>3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。</p> <p>4 本組合は、希望する総代に対しては、第1項の規定による総代会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。</p> <p>5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総代会招集通知の発出は」とあるのは、「総代会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。</p> <p>6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(ウェブサイト(当組合ホームページ))〈以下同じ。〉。</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総代会を開催することができる。</p>		

【定款変更】

変更前	変更後
<p>第39条(臨時総会の招集請求)</p> <p>総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。</p> <p>⑫ 2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。</p>	<p>第44条(臨時総代会の招集請求)</p> <p>⇒ 総代会の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。</p> <p>2 総代は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。</p>
<p>第40条(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)</p> <p>組合員は、第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。</p> <p>⑬ 2 代理人が代理することができる組合員の数は、3人以内とする。</p> <p>3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。</p> <p>4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場</p>	<p>第45条(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)</p> <p>⇒ 総代は、第43条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。</p> <p>2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。</p> <p>3 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。</p> <p>4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法に</p>

【定款変更】

変更前	変更後
<p>合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。</p>	<p>より証明することができる。</p>
<p>第41条(総会の議事)</p> <p>⑭ 総会の議事は、中小企業等協同組合法(以下「法」という。)に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。</p>	<p>第46条(総代会の議事)</p> <p>⇒ 総代会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。</p>
<p>第42条(総会の議長)</p> <p>⑮ 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。</p>	<p>第47条(総代会の議長)</p> <p>⇒ 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代のうちから選任する。</p>
<p>第43条(緊急議案)</p> <p>⑯ 総会においては、出席した組合員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分2以上の同意を得たときに限り、第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。</p>	<p>第48条(緊急議案)</p> <p>⇒ 総代会においては、出席した総代(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、<u>第43条</u>第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項(同条第7項の規定により招集の手続を経ることなく総代会を開催した場合にあっては、あらかじめ予定された事項以外の事項)についても議案とすることができる。</p>

【定款変更】

変 更 前		変 更 後	
⑰	<p>第44条(総会の議決事項)</p> <p>総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1)借入金残高の最高限度</p> <p>(2)その他理事会において必要と認める事項</p>	⇒	<p>第49条(総代会の議決事項)</p> <p>総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1)借入金残高の最高限度</p> <p>(2)その他理事会において必要と認める事項</p>
⑱	<p>第45条(総会の議事録)</p> <p>総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)招集年月日</p> <p>(2)開催日時及び場所</p> <p>(3)理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法</p> <p>(4)組合員数及び出席者数並びにその出席方法</p> <p>(5)出席理事の氏名</p> <p>(6)出席監事の氏名</p> <p>(7)議長の氏名</p> <p>(8)議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p>	⇒	<p>第50条(総代会の議事録)</p> <p>総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)招集年月日</p> <p>(2)開催日時及び場所</p> <p>(3)理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法</p> <p>(4)総代数及び出席者数並びにその出席方法</p> <p>(5)出席理事の氏名</p> <p>(6)出席監事の氏名</p> <p>(7)議長の氏名</p> <p>(8)議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>(9)議事の経過の要領及びその結果</p>

【定款変更】

変更前	変更後
<p>(9)議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)</p> <p>(10)監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要</p> <p>(11)監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要</p>	<p>(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)</p> <p>(10)監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要</p> <p>(11)監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要</p>
<p>第57条(配当又は繰越し)</p> <p>每事業年度の利益剰余金(每事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第53条の規定による法定利益準備金、</p> <p>⑱ 第55条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>第65条(配当又は繰越し)</p> <p>每事業年度の利益剰余金(每事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第61条の規定による法定利益準備金、第63条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを<u>他の組合積立金として積み立て</u>、若しくは組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。</p>

【 別 表 】 (第41条関係)

地 域	組合員数	割合	総代数
長崎県	318	75.4%	34
佐賀県	51	12.1%	6
福岡県	20	4.7%	2
熊本県	6	1.4%	1
大分県	22	5.2%	2
宮崎県	2	0.5%	0
鹿児島県	3	0.7%	0
計	422		45